

お客様各位

上田ガス株式会社

### ガスの託送料金単価について

【主に家庭用・小規模業務用のお客様向け(2部料金)の場合】

適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金(従量料金単価×ガスのご使用量)」を合計した金額が託送料金相当額となります。

	適用区分	定額基本料金(円/月)	従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )
A	0 m <sup>3</sup> から 23 m <sup>3</sup> まで	650.00	57.00
B	23 m <sup>3</sup> を超え 232 m <sup>3</sup> まで	685.00	55.50
C	232 m <sup>3</sup> を超え 1,597 m <sup>3</sup> まで	2,425.00	48.00
D	1,597 m <sup>3</sup> を超える場合	26,380.00	33.00

<計算例>1ヶ月のガスのご使用量が 36 m<sup>3</sup>(適用区分 B)の場合

$$\begin{array}{l} \text{(定額基本料金)} \qquad \qquad \text{(従量料金)} \\ 685.00 \text{ 円} + 55.50 \text{ 円} \times 36 \text{ m}^3 = 2,683 \text{ 円(小数点以下切捨て)} \end{array}$$

※別途、消費税等相当額が加算されます。

以上